

令和6年度大野城市迷惑行為防止
アクションプラン年次報告書

令和7年8月

目 次

I 迷惑行為防止アクションプラン年次報告書概要

趣旨・構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 ～ 4

II 令和6年度の取り組みについて（報告）

1 迷惑行為防止アクションプラン（第3次）の強化施策(◆)および新たに 取り組む施策(★)について

強化施策(◆)①

地域猫への転換や猫譲渡の取組の促進・・・・・・・・ P 5. 6

強化施策(◆)②

自転車利用の街頭指導、警察との協力・連携・・・・・・・・ P 7. 8

強化施策(◆)③

ごみ収集ステーションパトロール、管理会社等関係機関との協力・連携
・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

強化施策(◆)④

不法投棄禁止看板設置、監視カメラ試行設置・・・・・・・・ P 10

強化施策(◆)⑤

自転車放置禁止区域の指定

※令和6年度は検討段階のため報告事項なし

新規施策(★)①－1

ボランティアへの市民等参画の促進（まちぴか市民運動）・・・・ P 11

新規施策(★)①－2

ボランティアへの市民等参画の促進（市民公益活動促進「プラットホーム」）・・・・ P 12. 13

新規施策(★)②

迷惑行為防止活動を行う団体の活動活性化のための支援・・・・ P 14

新規施策(★)③

迷惑行為防止活動を行う団体との情報交換会の実施・・・・ P 15

2 迷惑行為防止アクションプランの進捗状況（令和6年度）

〔迷惑行為防止アクションプラン（第3次）一覧表〕

I 迷惑行為防止アクションプラン年次報告書概要

1. 趣旨

「大野城市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」に定めた 13 項目（次頁参照）の迷惑行為をなくすため、大野城市迷惑行為防止基本計画（第 3 次計画）に基づき、令和 6 年度から 10 年度までの 5 年間で取り組む「迷惑行為防止アクションプラン（第 3 次）」を設定しました。

「アクションプラン」とは、計画で掲げた基本施策を具体的に実施していくための活動の内容やその成果の達成度を定めた迷惑行為防止活動の個別取組です。アクションプランでは、活動の項目及び成果の指標を定め、毎年度、その達成度を評価し、効果検証を行いながら、状況に応じ見直しを行っていきます。

進捗状況は毎年度「年次報告書」としてとりまとめ、大野城市迷惑行為防止推進協議会に諮り、PDCA サイクル（別図参照）により、次年度以降の取り組みの見直しにつなげていきます。

2 構成

本報告では、全 27 項目の「迷惑行為防止アクションプラン（第 3 次）」の進捗状況一覧と、27 項目中、強化及び新規施策について、取組内容及び成果、課題などを記載しています。

なお、指標の達成状況を、「○」、「×」、「—」で表すこととし、評価の基準については下記のとおりとしています。

○	目標達成
×	目標未達成
—	実施しておらず、判定を行っていないもの

条例に掲げた迷惑行為（１３項目）と施策実施担当課



- ①たばこの吸殻、ごみ、空き缶等をみだりに捨てる。
【循環型社会推進課】



- ②飼い犬や飼い猫のふんを放置する。
【循環型社会推進課】



- ③自転車運転者が周囲に危険を及ぼすおそれのある運転をする。
【生活安全課】



- ④通行の支障となる場所に自転車を駐輪する。
【建設管理課】



- ⑤塀や公衆トイレの壁等に落書きをする。
【生活安全課、公園街路課】



- ⑥ごみの持ち出しについて定められている事項に従わずにこれを排出する。
【循環型社会推進課】



⑦あき地に雑草等を繁茂させ、かつ、放置している。
【生活安全課】



⑧深夜に大声で騒ぐ。
【生活安全課】



⑨生垣や樹木が道路にはみ出し、通行の支障となっているにもかかわらずこれを放置する。
【建設管理課】



⑩飼い主のいない動物に無責任に餌を与える。
※飼い主のいない猫を減少させるための地域猫活動は除く。
【循環型社会推進課】



⑪テレビや家具等を不法投棄する。
【循環型社会推進課、公園街路課、建設管理課】

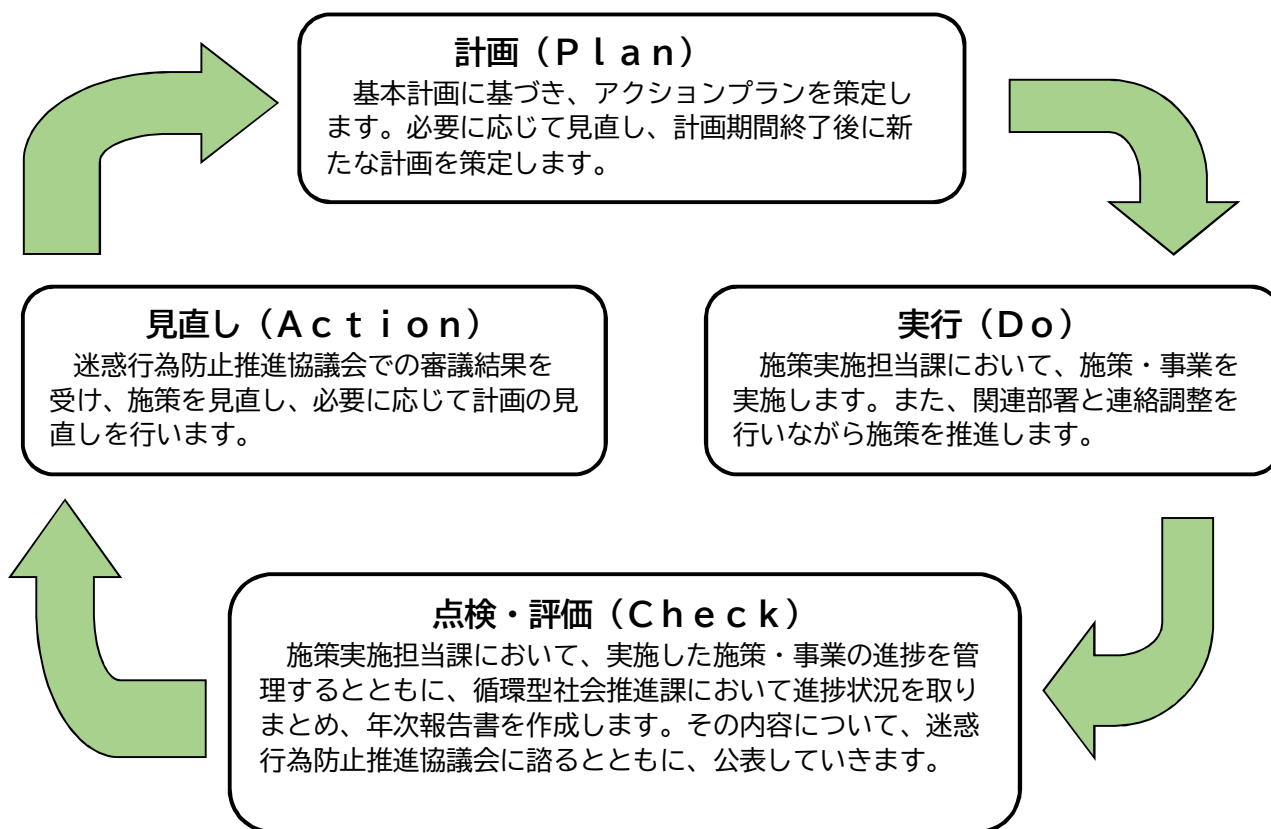


⑫家庭のごみやせん定枝等を屋外で焼却する。
【循環型社会推進課】



⑬自動車運転者が周囲に注意を払わず、危険な運転をし、又は騒音により周囲の生活環境を害す。
【生活安全課】

別図 PDCAサイクル（基本計画から抜粋）



強化施策(◆)① 地域猫への転換や猫譲渡の取組の促進

迷惑行為防止アクションプラン（第3次）

飼い主のいない猫を管理する地域猫活動等の団体への転換支援を行う。また、飼い主のいない猫を飼い主希望者へ譲渡していく。
(循環型社会推進課)

成果指標結果：×（目標未達成）

- 成果指標『苦情数を18件以下（過年度平均19件から5%減）』
 - 猫に関する苦情数 30件（内訳 飼い猫や無責任な餌やりに起因する糞尿被害、地域猫活動についてなど）

取組内容と成果（令和6年度） ※過去5年間の成果は裏面参照

地域猫団体への支援

- 団体立ち上げの際に、活動地域との合意形成を図るための周知啓発活動や、勉強会を開催。
 - 新規登録団体：3団体（登録団体総数：13団体、令和6年度末現在：12団体活動中）
- 地域猫活動費用で最も高価である不妊去勢手術費用を支援するため、協力病院で使用可能な不妊去勢手術券を交付。（全額助成）
 - 不妊去勢手術実施頭数：41頭（過去5年間実施頭数：154頭）
- 不妊去勢手術費用を支援するため、「公益財団法人どうぶつ基金」が実施している費用助成を活用。（全額助成）
 - 不妊去勢手術実施頭数：19頭（過去5年間実施頭数：203頭）
- 活動時に着用する腕章貸与や、活動場所を示す看板設置など物資の支援。
- 団体間の交流機会を設けるため、情報交換会を開催。

飼い主のいない猫の譲渡

- 一社）福岡ねこものの会が実施している猫の譲渡会の後援を実施。
 - 猫の譲渡会開催数：8回
譲渡会にて面会が決まった猫の内41頭が里親決定し譲渡済み（過去5年間譲渡数：147頭）

その他

- 広報紙（9月1日号）・ホームページ「かわいそうな猫を増やさないために（地域猫活動）」で地域猫活動に関する周知啓発の実施。

課題

- 猫の糞尿被害の減少
- 団体が管理している地域猫のうち未手術猫への手術実施

今後の予定・方針

- 猫に関する相談が多い地区と連携して、周知啓発の回覧や勉強会を実施。無責任なエサやりの減少と、地域猫活動に関心を持つ人材増加を通して地域猫活動への転換を進める。
- 引き続き団体へ手術券を交付し、未手術猫を減らす。

地域猫活動団体一覧

認定地区		活動グループ名	活動拠点	認定		当初頭数	地域猫頭数 R7.3末現在	未手術頭数 R7.3末現在
No.	地区			年度	年月日			
1	乙金区	れすきゅーねこ隊	さくらの森公園	R2	令和3年1月21日	約30頭	40頭	5頭
2	南ヶ丘1区	クローバー	日の浦池公園	R2	令和3年2月26日	約23頭	17頭	1頭
3	牛頸ダム及び つつじヶ丘区	牛頸ダム猫の会	牛頸ダム	R2	令和3年2月26日	約40頭	57頭	1頭
4	下筒井区及び 上筒井区	にゃんと地域猫	新川緑地	R3	令和3年4月1日	約18頭		
5	南ヶ丘1区	にゃん友クラブ	南ヶ丘1区内:5箇所	R3	令和3年9月15日	約18頭	29頭	6頭
6	白木原区	中央地域猫見守り隊	中央コミュニティセンター	R3	令和3年12月22日	3頭	3頭	0頭
7	栄町区	栄町人とねこの幸せの会	栄町区内:3箇所	R4	令和4年4月8日	約25頭	30頭	7頭
8	月の浦区	ねことものの会月の浦チームA	月の浦緑地 石坂公園周辺	R4	令和5年3月28日	約9頭	9頭	2頭
9	若草区及び 月の浦区	若月ねこボランティア	月の浦近隣公園	R5	令和5年7月11日	約10頭	9頭	0頭
10	牛頸区	牛頸猫の会	牛頸区内:2箇所	R5	令和5年8月30日	約14頭	20頭	3頭
11	山田区	野良猫ゼロteam ハナミズキ大野城	山田区:4箇所	R6	令和6年7月31日	約20頭	20頭	6頭
12	平野台区	平野台はびねこ部	平野台区:5箇所	R6	令和6年9月24日	約10頭	20頭	9頭
13	つつじヶ丘区	つつじヶ丘地域猫	つつじヶ丘区:3箇所	R6	令和6年10月29日	約20頭	20頭	14頭
合計						約240頭	274頭	54頭

※R5解散

不妊去勢手術頭数内訳※ (市・どうぶつ基金手術券使用分)

年度	手術頭数 (市)	手術頭数 (どうぶつ基金)
R 2	9 頭	13 頭
R 3	32 頭	72 頭
R 4	39 頭	70 頭
R 5	33 頭	29 頭
R 6	41 頭	19 頭
合計	154 頭	203 頭

譲渡会開催回数及び譲渡頭数

年度	開催回数	譲渡頭数
R 2	4 回	23 頭
R 3	5 回	8 頭
R 4	6 回	28 頭
R 5	9 回	47 頭
R 6	8 回	41 頭
合計	32 回	147 頭

※どうぶつ基金手術券について、R 3、R 4についてはどうぶつ基金の取組み強化年度として全体の受け入れ件数が多かったので手術頭数も多くなっている。

※R 5については「多頭飼育崩壊救済」としての手術頭数 15 頭を含む。

強化施策(◆)② 自転車利用の街頭指導、警察との協力・連携

迷惑行為防止アクションプラン（第3次）

警察や大野城市交通安全指導員会と連携して、「自転車安全利用五則」に関する周知を徹底し、自転車の交通ルールやマナーを向上させるための啓発活動を行う。（生活安全課）

成果指標結果：○（目標達成）

- 成果指標『大野城市の自転車関連交通事故件数 91 件以下（過年度平均 96 件から 5 % 減）』
 - 自転車関連交通事故件数 74 件

近年の社会動向

- 自転車ヘルメット着用の努力義務化（令和 5 年 4 月 1 日）
- 道路交通法改正に伴う自転車罰則の強化（令和 6 年 11 月 1 日）
 - 「運転中のながらスマホ」「酒気帯び運転及びほう助」が新しく罰則に追加
 - ※以前は酒酔い運転のみが適用されていたが、現在は車同様に酒気帯び（呼気検査 0.15 以下）も適用される。また、自転車や酒類の提供者も罰則の対象となる。
- 自転車等への交通反則通告制度（通称「青切符」）が導入予定（令和 8 年 4 月 1 日～）
 - ※交通反則通告制度とは、自転車の交通違反に対して車やオートバイと同様反則金の納付を通告し、納めれば刑事罰が科されない制度。

取組内容と成果（令和 6 年度）

- 交通安全指導員及び警察と連携した街頭啓発活動を 4 回実施

日時	場所	内容
4 月 10 日(水)	JR 大野城駅、西鉄下大利駅、イオン大野城店	自転車安全利用に関するチラシを折り込んだ反射材を配布
7 月 17 日(水)	JR 大野城駅、西鉄下大利駅、イオン大野城店、マックスバリュ御笠川店、	
9 月 30 日(月)	同上	
12 月 20 日(金)	同上	

- 自転車安全利用 5 則記載の横断幕を市内小中学校（全 15 校）、筑紫中央高校、市内駐輪場（7 箇所）に設置
- ホームページで呼びかけ
「自転車の交通ルール（自転車安全利用五則など）を守りましょう（令和 6 年 11 月 1 日より罰則強化）」
- 広報紙で呼びかけ
春・夏・秋・年末の交通安全県民運動（4 月 1 日号、7 月 1 日号、9 月 15 日号、12 月 1 日号）

課題

- 登校・通勤時の自転車利用時のヘルメット着用の促進

今後の予定・方針

- 法改正を含めた交通ルールや交通マナーに関して、警察や交通安全指導員と連携し、周知啓発を実施していく。



強化施策(◆)③ ごみ収集ステーションパトロール、管理会社等関係機関との協力・連携

迷惑行為防止アクションプラン（第3次）

不法投棄・散乱ごみ監視のため、市内の不燃ごみ・資源ごみ収集ステーションをパトロールする。悪質な不法投棄等は、警察への通報等や、追跡指導を行う。（循環型社会推進課）

成果指標結果：○（目標達成）

- 成果指標『家電4品目不法投棄通報件数 14件以下（過年度平均16件から10%減）』
 - 通報件数 5件

取組内容と成果（令和6年度）

- 平日1日1回市内の不燃ごみ・資源ごみ収集ステーションのパトロールを実施
- 不法投棄多発地区を月2回特別巡回。悪質なものは、警察への通報等や追跡指導を実施。
 - 実施回数225回（内訳 パトロール201回、特別巡回24回）
 - パトロール時指導件数20件
 - 悪質な不法投棄への通報・追跡指導1件
- 広報紙（6月1日号）・ホームページ「不法投棄は犯罪です」で不法投棄は犯罪であること、罰則に関すること、警察と連携し厳しく対応することについて周知啓発を実施。

課題

- 不法投棄は市内全域、時間帯を問わず発生する可能性があり、対策が非常に困難。
- 不法投棄されたごみは土地の管理者に処分責任が生じるため、誰もが被害者になる可能性がある。
- 不法投棄は犯罪行為。捜査協力など警察との連携が必須。

今後の予定・方針

- 今後も案件ごとに個別対応を行う。併せて、不法投棄が犯罪であることの周知徹底を継続していく。
- 現在は警告が効果を上げているが、警告のみでは効果が無くなる恐れがあるため、警告後も警察と連携し監視は厳しく行う。

強化施策(◆)④ 不法投棄禁止看板設置、監視カメラ試行設置

迷惑行為防止アクションプラン（第3次）

市内を巡回し、家庭用電化製品等の不法投棄が多い場所に「不法投棄禁止看板」や監視カメラを設置する。
(循環型社会推進課)

成果指標結果：×（目標未達成）

- 成果指標『不法投棄発生件数 38 件以下（過年度平均 42 件から 10%減）』

➢ 件数 44 件（内訳 道路 12、公園 27、その他 5）

※内容：自転車、バイク、マットレス、発砲スチロールの箱、ペットボトル、ビン、スプレー缶など

取組内容と成果（令和6年度）

循環型社会推進課

- 不法投棄多発地域に不法投棄禁止看板の設置
 - 不法投棄看板設置5箇所（牛頸・下大利団地・筒井・山田・緑ヶ丘）
- 不法投棄多発地区を月2回特別巡回。悪質なものは、警察への通報等や追跡指導を実施。
 - 特別巡回 24 回実施
 - 悪質な不法投棄への通報・追跡指導 1 件
- 広報紙（6 月 1 日号）・ホームページ「不法投棄は犯罪です」で不法投棄は犯罪であること、罰則に関すること、警察と連携し厳しく対応することについて周知啓発を実施。

公園街路課

- 牛頸ダム周辺のいこいの森公園は、指定管理者により毎日2回（朝・夕）のパトロールを実施。
- 春休み・夏休み前に公園の巡回を実施。

建設管理課

- 牛頸ダム周回道路など、毎月巡回を実施。

課題

- 不法投棄は昼夜問わず発生する可能性があることから現場を押さえることが困難である
- 効果が一時的である
- いたちごっこになる可能性が高い（看板設置箇所とは別の箇所に不法投棄する）
- 直接的な指導よりも効果が薄い

今後の予定・方針

- 看板設置と併せて、警察等と連携しパトロールを実施する
- 通報者や近隣住民にも監視や車両番号の確認について協力を要請する
- 不法投棄物の内容や車両番号から投棄者が判明すれば警察と連携し直接的な警告を行う
- 必要に応じ、監視カメラの設置について検討する

新規施策(★)①ー１ ボランティアへの市民等参画の促進（まちぴか市民運動）

迷惑行為防止アクションプラン（第３次）

ボランティアによる環境美化活動を実施する市民や事業所、団体に対して、「まちぴか市民運動」としてのグッズを提供し活動支援を行う。（循環型社会推進課）

成果指標結果：○（目標達成）

- 成果指標『年間登録者 100人以上』
 - 年間登録者数 395人（26団体 347人、個人 48人）

取組内容と成果（令和6年度）

- PR活動3回
 - ① 御笠川・牛頸川・平野川フェスタ
 - ② 大文字まつり
 - ③ 広報媒体（広報10月1日号、ホームページ、市民公益活動「まどぷら」など）
- まちぴか市民運動統一行動（年に1度一同に会し行うごみ拾いイベント）は雨天のため中止
- 市内事業所への案内268件、チラシ配布2,413件
- まちぴか市民運動登録団体・市民にグッズを提供し活動支援を行った。

課題

- 一定の成果は出ていると考えるが、更なる周知啓発を図り、市内全体へ拡げることが必要。
- 新たなPR方法の検討

今後の予定・方針

- 新たなPR方法について検討、実施する。

新規施策(★)①－２

ボランティアへの市民等参画の促進（市民公益活動促進「プラットフォーム」）

迷惑行為防止アクションプラン（第３次）

市民公益活動促進「プラットフォーム」で、迷惑行為防止活動を行う団体の登録団体数及び参加者数を増やしていく。
(循環型社会推進課)

成果指標結果：○（目標達成）

- 成果指標『市民公益活動促進「プラットフォーム」に登録された活動への参加者数が前年参加者数以上（総数）』
 - 令和６年度参加者数 37,074 名（令和５年度 26,786 名）

取組内容と成果（令和６年度）

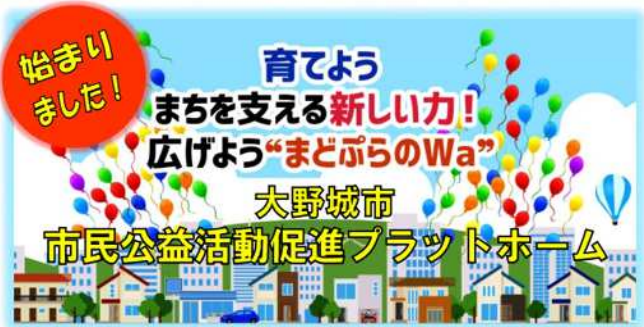
- 迷惑行為防止活動団体 45 団体中 20 団体が市民公益活動促進「プラットフォーム」に登録
- 迷惑行為防止活動団体へ、「プラットフォーム」団体募集チラシ及び「プラットフォーム」の総合ポータルサイトへの団体PR、イベント情報掲載例を配布し、周知した。
- 地域猫団体の情報交換会で「プラットフォーム」についての協議の場を設け、既に登録している団体から利活用についての状況報告を行うなど団体間で情報交換を行った。

課題

- 登録割合は全団体の 44%となっており、更なる促進を図る必要がある。

今後の予定・方針

- 迷惑行為防止活動団体のアンケートにおいて「まどぶら自体がわからない」「登録方法、使用方法が分からない」との回答があったため、引き続き制度の周知や個別に対応するなどの支援を行い、登録の促進を図る。
- 団体間での情報交換会を通じ、制度についての情報共有がなされ、団体登録や制度の利活用が更に進むよう促す。
- 市民等参加者の増加に継続して取り組む。



育てよう まちを支える新しい力!
広げよう“まどぶらのWa”
大野城市 市民公益活動促進プラットフォーム

市民公益活動促進プラットフォームとは

市民公益活動促進プラットフォーム（以下「PF」と表記。）とは、市内で行われている市民公益活動の見える化や活動への参加促進、活性化を実現する目的で設置するもので、市民公益活動を行う団体や参加する市民が「共通」で利用する「基盤となる仕組み＝プラットフォーム」です。

○ PFの三つの仕組み

PFは、柱となる「三つの仕組み」で構成しています。これら三つの仕組みを連携して運用することで、「公益活動の好循環」を生み出すことを目指します。

【仕組み①】：総合ポータルサイト
インターネットを使って市民公益活動に関する情報をまとめて提供する情報の入り口となるもので、市民と公益活動団体をつなぐ仕組みです。

【仕組み②】：ポイント制度「まどかぶらっと」
市民公益活動に参加するとポイントがもらえる制度で、活動参加のきっかけづくりとやりがいを応援する仕組みです。

【仕組み③】：プラットフォーム連絡会議
市民公益活動団体同士の連携・交流の場となるもので、活動団体同士が、つながり共に成長していくための仕組みです。

<市民公益活動とは>

「市民自らが自主的かつ自発的に行う非営利の活動で、公益の増進に寄与する活動」です。分かりやすく言い換えれば「市民が、お互いに支え合い、協力し合いながら、住みよい大野城市をつくるための活動」とも言えます。営利目的の活動、政治・宗教活動などは市民公益活動にはあたりません。

<市民公益活動団体とは>

「自治組織、NPO、ボランティア団体その他の団体で、市内に活動拠点が有り、市民公益活動を継続的に行っている非営利団体」です。



大野城市市民公益活動促進プラットフォーム
ボランティア団体 大募集!!!
***登録無料**

総合ポータルサイトを活用して、ボランティアさんを募集しよう!!

例) 毎月一回地域の清掃に取り組んでいます。
一緒に地域をキレイにしませんか? 参加者募集!

総合ポータルサイトを使って出来る事一例



・団体の情報を広く発信することが出来ます。



・運営に協力してくれる人の広がりが期待できます。



・単独でのサイト開設よりも手間や費用の軽減が図れます。



・他分野の団体との交流で、連携による可能性が広がります。



・団体に対する支援が期待できます。

■ 総合ポータルサイトは (<http://onjo-adopura.info/>) よりご確認ください。
右記QRコードは総合ポータルサイトにアクセスできます。



問い合わせ



パートナーシップ活動支援センター

南地区 TEL (596) 0686 中央地区 TEL (573) 3127
東地区 TEL (504) 1428 北地区 TEL (513) 0099

「プラットフォーム管理運営」NPO法人共働のまち大野城

▲「プラットフォーム」チラシ

▼総合ポータルサイトへの団体PR、イベント情報掲載例 (例：地域猫活動団体)

栄町 人とねこの幸せの会

任意団体

地域活動・まちづくり分野 環境保全・文化分野 その他の分野

登録団体情報

郵便番号	816-0924
団体所在地	福岡県大野城市栄町1-1-11
代表者	平 ヒロ子
連絡責任者	平 ヒロ子
固定電話	092-572-8665
FAX番号	092-572-8665
メールアドレス	sakaemachi@csf.ne.jp
設立年	2019年
設立目的	大野城市の子猫救済分をゼロにし、NTR活動により住民の住みやすい街づくりを目的とする。
主な活動内容	・野良猫が生産出来るようにエサと水を与える。 ・人と猫が住みやすい環境を整備する。 ・野良猫の避妊去勢を行い、TNRを進める。
一言メッセージ	地域猫活動を会員で頑張っています。

2025.07.06 ~ 2025.07.12

朝のご飯巡回

団体名：栄町 人とねこの幸せの会



活動情報

活動日・活動期間	2025.07.06~2025.07.12
活動時間	06:10~07:20
活動場所	栄町周辺
活動エリア	北地区コミュニティエリア
活動場所住所	大野城市栄町1-11-1
活動内容	朝の起床後の餌やり活動
お問合せ先	092-572-8665
連絡担当者	平
活動ポイント	1.00ポイント

新規施策(★)② 迷惑行為防止活動を行う団体の活動活性化のための支援

迷惑行為防止アクションプラン（第3次）

市民公益活動促進「プラットフォーム」を活用し、迷惑行為防止活動を行う団体の発信ツールを整備する。
(循環型社会推進課)

成果指標結果：○（目標達成）

- 成果指標『迷惑行為防止活動を行う団体へのアンケート「地域等へのPRに効果的」50%以上』
 - 「地域等へのPRに効果的」84%

取組内容と成果（令和6年度）

- 市民公益活動促進「プラットフォーム」へ団体の活動内容及びPR掲載団体数 20 団体
- 地域猫団体の情報交換会で「プラットフォーム」についての協議の場を設け、既に登録している団体から利活用についての状況報告を行うなど団体間で情報交換を行った。

課題

- 活動内容及びPR掲載団体については、登録団体同様全体の 44%となっており、更なる促進を図る必要がある。
- 迷惑行為防止活動団体のアンケートにおいて「まどぶら自体がわからない」「登録方法、使用方法が分からない」との回答があったため、引き続き制度の内容、特に団体が登録することでどのようなことが可能になるかについて周知し、団体登録及び制度利活用につなげていくことが必要。

今後の予定・方針

- 団体間での情報交換会を通じ、制度についての情報共有がなされ、団体登録や制度の利活用が更に進むよう促す。
- 対象団体に個別に対応するなどの支援を行い、利活用の促進を図る。

新規施策(★)③ 迷惑行為防止活動を行う団体との情報交換会の実施

迷惑行為防止アクションプラン（第3次）

迷惑行為防止活動を行う団体が効果的な活動を実施できるよう、各団体間の情報交換を支援する。
(循環型社会推進課)

成果指標結果：○（目標達成）

- 成果指標『情報交換会アンケート「参考となった」割合 50%以上』
 - 「参考となった」割合 100%

取組内容と成果（令和6年度）

- 地域猫活動団体の情報交換会の実施
 - 実施回数 1 回（参加団体 7 団体・令和 7 年 1 月 21 日開催）
〈協議内容〉
 - ・各団体自己紹介
 - ・地域猫活動に関する連絡事項
 - ・団体間の情報交換
 1. 猫の繁殖スピードと私たちの活動が追いついていない
 2. 飼い猫の放し飼いについて
 3. 手術後の化膿止め飲み薬について
 4. 猫の捕獲器の長期貸出について
 5. ポイント制度「まどかぷらっと」の活用について

課題

- 活動内容の異なる団体間でも情報交換を図っていく必要がある。
 - 「活動団体アンケート：情報交換会で聞いてみたいこと」で以下の回答有。
 - ・自身の活動以外の迷惑行為について、どのような対策・解決策があるか。
 - ・地域猫活動の理解度が知りたい。耳カットのない猫の情報、餌やりしている人の情報が知りたい。

今後の予定・方針

- 同種の活動団体だけでなく、環境美化活動や防犯パトロール、通学路の見守りなど活動内容の異なる団体間でも情報交換を行い、地域全体の課題把握や課題改善に向けて連携して対応するなど、より効果的な活動となるよう取り組んでいく。

迷惑行為防止アクションプラン（第3次）一覧表

番号	基本方針	基本施策No	基本施策	◆強化★新規	基本施策の概要	アクションプラン実施課										アクションプラン推進行儀										迷惑行為防止アクションプラン(第3次)	活動項目	成果指標	達成状況 ○:目標達成 ×:目標未達成 一実施してならず、判定を行っていないもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
11	方針1	No1	ごみ減量やリサイクルを学ぶ機会の確保		小学生に教材等を配布することにより、本市のごみの現状やごみ減量・リサイクルについて学ぶ機会を提供するとともに、市民のごみ減量・リサイクルに対する意識の向上を図ります。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				</

迷惑行為防止アクションプラン（第3次）一覧表

番号	基本方針	基本施策No	基本施策	◆強化・新規	基本施策の概要	アクションプラン実施課													迷惑行為防止アクションプラン（第3次）	活動項目	成果指標	達成状況 ○:目標達成 ×:目標未達成 一実施してあらず、判定を行っていないもの
17	方針1	No.7	環境美化意識の向上のための取組		事業者や団体等に対し、御笠川・牛頭川・平野川フェスタ等への参加を呼びかけ、環境美化に関する意識の向上を図ります。														実行委員会と御笠川・牛頭川・平野川フェスタを開催し、環境美化意識の向上を図る	チラシを全戸回覧及び市内全小中学校生徒への配布、優良事業所等への訪問（呼びかけ） ・優良事業所へ周知62件 ・チラシを全戸回覧及び市内小中学校全児童生徒へ配布 ・フェスタ11/3開催 参加者計329名 収集ゴミ330kg	フェスタ参加者に対するアンケート 「（とても）よかった」との回答75%以上 ・80%	○
21	方針2	No.1	校外美化活動への支援		小中学校に環境美化用袋を配付し、拾い集めたごみを回収して、校外美化活動への支援を行います。														小中学校に環境美化用袋を配付し、拾い集めたごみを回収する	ごみ収集量 ・124袋（950kg）	実施校1校以上 ・3校（御笠の森小学校、下大利小学校、大利中学校） ・延べ3回	○
22	方針2	No.2	地域ボランティア活動の表彰等		地域ボランティア活動について、ホームページ及び市広報で紹介するとともに、功労のあった団体等や個人に対しては、表彰基準に達し次第、迅速に推薦を行います。														地域ボランティア活動について、ホームページ及び広報で紹介するとともに、功労のあった団体、個人に対しては、表彰基準に達し次第、迅速に推薦を行う	広報への掲載、表彰の実施 ・広報掲載1回（5/15号） ・表彰6団体（地域ボランティア表彰）	迷惑行為防止活動を行う団体へのアンケート（ボランティア活動を有意義に感じる割合）75%以上 ・91%	○
23	方針2	No.3	地域猫への転換や猫譲渡の取組の促進	◆	飼い主のいない猫への無責任な餌やりの減少やふん尿等による被害の軽減に向け、飼い主のいない猫を管理していく地域猫への転換や猫譲渡の取組を進めています。														飼い主のいない猫を管理する地域猫活動等の団体への転換支援を行う。また、飼い主のいない猫を飼い主希望者へ譲渡していく	・地域猫活動を希望する団体の新規認定等の実施 3団体認定 ・猫の譲渡会を実施（後援） 延べ8回 譲渡猫41匹	苦情数を18件以下（過年度平均19件から5%減） ・30件 R1:11 R2:18 R3:18 R4:28 R5:20	×
24	方針2	No.4	迷惑行為防止活動を行う団体への物資及び活動支援		迷惑行為防止活動を行う団体に対して、物資の配布等の活動支援を行います。														迷惑行為防止活動を行う団体に対して、団体活動の円滑化のため 物資の配布を行う	迷惑行為防止活動を行う団体へ活動物資を提供 ・提供団体数8団体 ・提供品目：草刈り用鎌、草刈り機用替え刃・燃料、啓発用のぼり旗、団体用帽子・腕章、パトロール用安全灯等	迷惑行為防止活動を行う団体へのアンケート（活動の一助となっている割合）75%以上 ・100%	○
25	方針2	No.5	ボランティアへの市民等参画の促進	★	迷惑行為防止活動に取り組むボランティアの参加者を増やし、迷惑行為を減らす社会の実現に向け、市民等の参画を促す取組を行っています。														ボランティアによる環境美化活動を実施する市民や事業所、団体に対して、「まちびか市民運動」としてのグッズを提供し活動支援を行う	まちびか市民運動のPR活動実施 ・PR活動3回 ・PR方法 御笠川・牛頭川・平野川フェスタ、大文字まつり、広報媒体（広報10月1日号、ホームページ、市民公益活動「まどぶら」など） ・まちびか市民運動統一行動は雨天中止 ・まちびか市民運動登録団体・市民にグッズの提供を行った	年間登録者100人以上 ・395人（26団体347人、個人48人）	○
25②	方針2	No.5	ボランティアへの市民等参画の促進	★	迷惑行為防止活動に取り組むボランティアの参加者を増やし、迷惑行為を減らす社会の実現に向け、市民等の参画を促す取組を行っています。														市民公益活動促進「プラットフォーム」で、迷惑行為防止活動を行う団体の登録団体数及び参加者数を増やしていく	迷惑行為防止活動団体を市民公益活動促進「プラットフォーム」の団体として登録 ・45団体中20団体が登録（総登録団体数109団体）	市民公益活動促進「プラットフォーム」に登録された活動への参加者数が前年参加者数以上（総数） ・令和6年度37,074名（延べ） 令和5年度26,786名（延べ）	○
26	方針2	No.6	迷惑行為防止活動を行う団体の活動活性化のための支援	★	ごみのポイ捨てや、犬猫等のふん尿被害などの市民の身近な問題の解決に向け、迷惑行為防止活動を行う団体の取組内容の普及促進や人材の確保など、団体活動活性化のための必要な支援を行います。														市民公益活動促進「プラットフォーム」を活用し、迷惑行為防止活動を行う団体の発信ツールを整備する	市民公益活動促進「プラットフォーム」へ団体の活動内容及びPRを掲載 ・PR掲載団体数20団体	迷惑行為防止活動を行う団体へのアンケート（地域等へのPRに効果的）50%以上 ・84%	○

迷惑行為防止アクションプラン（第3次）一覧表

番号	基本方針	基本施策No	基本施策	◆強化★新規	基本施策の概要	アクションプラン実施課										迷惑行為防止アクションプラン(第3次)										活動項目	成果指標	達成状況 ○:目標達成 ×:目標未達成 一案施行のみならず、判定を行っているもの
31	方針3	No.1	犬のふん放置防止イエローカード活動		犬のふん放置防止策として実施しているイエローカード作戦を継続的に実施してもらうよう取り組みます。											② ふん ◆								犬のふん放置防止策として一部の地区で実施している「イエローカード作戦」等を他の地区でも実施してもらい、ふんの放置を減らす	犬のふん放置看板交付枚数が多い地区への案内実施 ・相談箇所はチョークによるマーキングが適していたため、「イエローカード作戦」ではなくチョークによるマーキングやふん放置禁止啓発用のぼりの設置、区での回覧板による啓発を実施。 実施数3件（延べ）	実施中の区から、ふん放置件数が前年以下に減ったという回答を得る ・区と対応を行った箇所について、前年以下に減少1区（1区中）	○	
32	方針3	No.2	自転車利用の街頭指導、警察との協力・連携	◆	自転車の利用について、交通安全指導員の街頭指導のほか、自転車ヘルメット着用の努力義務化（令和5年4月1日施行）をはじめとした安全運転に関する取組を警察と協力・連携しながら進めていきます。											③ 自転車（運転） ◆								警察や大野城市交通安全指導員と連携して、「自転車安全利用五則」に関する周知を徹底し、自転車の交通ルールやマナーを向上させるための啓発活動を行う	街頭啓発活動の実施 ・街頭啓発回数4回（延べ） ・街頭啓発内容 啓発グッズおよびチラシを配布 ・その他活動 広報への掲載回数4回（4/1、7/1、9/15、12/1号：自転車関係）	大野城市の自転車関連交通事故件数91件以下（過年度平均96件から5％減） ・74件 R01：102 R02：78 R03：109 R04：98 R05：92 ※集計は全て暦年	○	
33	方針3	No.3	地域防犯ボランティアの巡回パトロール、公園点検等の実施		地域防犯ボランティア団体による巡回パトロールや公園点検等を継続的に実施して、迷惑行為の防止に努めます。											③ 自転車（運転） ◆	⑤ 落書き		⑧ 大声				⑩ 自動車走行	地域防犯ボランティア団体による巡回パトロールを継続的に実施する	定期巡回パトロールを実施（第2・4金曜日） ・実施回数23回（延べ） ※悪天候により1回中止 ・活動メンバー 警察、消防、地域のパトロール隊、市職員	街頭犯罪認知件数 246件以下（過年度平均259件から5％減） ・333件 R01：297 R02：209 R03：196 R04：266 R05：323 ※集計は全て暦年	×	
34	方針3	No.4	ごみ収集ステーションパトロール、管理会社等関係機関との協力・連携	◆	不法投棄・散乱ごみ監視のため、ごみ収集ステーションをパトロールします。不法投棄・散乱ごみを発見した場合の対応について、管理会社等関係機関との協力体制や連携を強化していきます。											⑥ ごみ出 ◆							⑪ 不法投棄 ◆	不法投棄・散乱ごみ監視のため、市内の可燃ごみ・資源ごみ収集ステーションをパトロールする。悪質な不法投棄等は、警察への通報等や、追跡指導を行う	平日に1日1回市内の可燃ごみ・資源ごみ収集ステーションのパトロールを実施、及び不法投棄多発地区を月2回特別巡回 ・実施回数225回（内訳 パトロール201回、特別巡回24回）	家電4品目不法投棄通報件数 14件以下（過年度平均16件から10％減） ・5件 R01：23 R02：17 R03：17 R04：10 R05：9	○	
35	方針3	No.5	路上放置自転車撤去、自転車等置場の整理・管理等の実施		路上放置自転車を適切に撤去していくとともに、自転車等置場内とその周辺の整理、管理を行い、市営自転車等置場の適切な運営を行います。											④ 自転車（駐輪） ◆								広報、ホームページで自転車駐輪マナーについて啓発を行い、路上放置自転車を発見した場合は、警告シールを貼り、一定期間を経過しても放置されている自転車は撤去する	広報への年1回以上の掲載、また、警告シール添付から7日以上放置されている自転車の撤去 ・広報への掲載 1回（8/1号）	撤去自転車数55台（過年度平均）以下 ・44台 R01：84 R02：55 R03：31 R04：55 R05：50	○	
36	方針3	No.6	道路等巡回パトロール		生垣や樹木が道路にはみ出して通行の支障とならないように巡回パトロールを行い、はみ出している場合はせんだ依頼を行います。														⑨ 道路越境					生垣や樹木が道路にはみ出して通行の支障とならないように、適切に管理してもらうよう取り組む	巡回パトロールや通報により判明した樹木等のはみ出し箇所の所有者、管理者へのせんだ依頼の実施 ・パトロール回数25回（延べ） ・せんだ依頼数51件（延べ）	樹木等のはみ出しの苦情に基づいて指導を行ったもののうち、所有者が対応を行うなどして処理が完了した件数の割合が7割以上） ・処理完了割合57% 処理完了29件(せんだ依頼51件中)	×	

迷惑行為防止アクションプラン（第3次）一覧表

番号	基本方針	基本施策No	基本施策	◆強化★新規	基本施策の概要	迷惑行為防止アクションプラン(第3次)													活動項目	成果指標	達成状況 ○:目標達成 ×:目標未達成 一:実施しており、判定を行っていないもの							
37	方針3	No.7	あき地パトロール		あき地のパトロール等を実施し、管理不良のあき地所有者への指導等を行い、安全で景観の良い街並みを維持します。	生活安全課											⑦雑草							市内のあき地を定期的にパトロールし、雑草が繁茂していることを発見した場合は、適切に管理をしてもらうよう取り組む	把握後のあき地の所有者、管理者に対して通知 ・通知件数39件（延べ） ※相談件数40件	所有者等に連絡が取れ、雑草等の処置が完了又は処置中の割合が7割以上 ・完了及び処置中の割合74％ ※通知件数 39件 （内訳） 処置完了 27件 処置中 2件※業者依頼中など 未処理 10件 通知不可 0件※連絡不通など	○	
38	方針3	No.8	迷惑行為防止活動を行う団体との情報交換会の実施	★	迷惑行為防止活動を行う団体との情報交換会等を実施し、迷惑行為防止活動の円滑な実施に向けた必要な支援を行います。							①ポイ捨て◆	②ふん◆	◆	⑤落書き	⑥ゴミ出し◆	⑦雑草	⑧大声	⑨道路越境	⑩餌やり◆	⑪不法投棄◆	⑫野外焼却	⑬自動車走行	迷惑行為防止活動を行う団体が効果的な活動を実施できるよう、各団体間の情報交換を支援する	迷惑行為防止活動を行う団体同士の情報交換会の実施 ・情報交換回数 1回 ・参加団体数 7団体（延べ）	情報交換会アンケート「参考となった」割合50％以上 ・100％	○	
41	方針4	No.1	フン放置禁止看板の配布・設置		犬のふんの放置で迷惑している市民に、ふん放置禁止看板を無料で配布し、設置を推進していきます。							②ふん◆												犬のふんの放置で迷惑している市民に、ふん放置禁止看板の無料配布を行う	ふん放置禁止看板の希望者への配布 ・申請数39件 ・配布枚数86枚	迷惑行為防止活動を行う団体へのアンケート（ふん放置状況が前年以上改善）75％以上 ・86％	○	
42	方針4	No.2	自転車安全利用の掲示物等設置		自転車利用者のマナーアップのため、各公共施設等の駐輪場等に、自転車安全利用に関する掲示物等の設置を行います。	生活安全課	建設管理課						③自転車（運転）◆	④自転車（駐輪）◆											各公共施設等の駐輪場等で、自転車利用に関する啓発掲示物等を設置する	自転車の利用マナー・安全運転掲示物設置の実施 ・設置箇所数 23箇所 ・設置場所 市内小中学校、筑紫中央高校、市内駐輪場 ・掲示物 ミニ横断幕	迷惑行為防止活動を行う団体へのアンケート（自転車マナーが前年以上改善）75％以上 ・85％	○
43	方針4	No.3	不法投棄禁止看板設置、監視カメラ試行設置	◆	家庭用電化製品等の不法投棄が多い場所に、不法投棄禁止看板を設置します。併せて、監視カメラの試行設置等を行います。		※43成果指標記入	※43成果指標記入													⑪不法投棄◆				市内を巡回し、家庭用電化製品等の不法投棄が多い場所に「不法投棄禁止看板」や監視カメラを設置する	不法投棄多発地域に、不法投棄禁止看板又は監視カメラ（ダミー）の設置 ・不法投棄看板設置数5箇所	不法投棄発生件数38件以下（過年度平均42件から約10％減） ・44件（12＋27＋5） R01：15＋1＋23＝ 39 R02：7＋7＋17＝ 31 R03：12＋14＋17＝ 43 R04：12＋27＋10＝ 49 R05：12＋24＋9＝ 45 【建築】＋【公園】＋【循環】	×
44	方針4	No.4	自転車放置禁止区域の指定	◆	西鉄連続立体交差事業の高架下や周辺の土地において、駐輪場の整備と併せて、遅滞なく自転車の放置禁止区域の範囲を決定して指定を行います。		建設管理課				都市計画課			◆											西鉄連続立体交差事業の高架下や周辺で、自転車の放置禁止区域の範囲を検討後、必要な手続き、整備を経て、自転車の放置禁止区域の指定を行う	自転車放置禁止区域について、令和6～7年度にかけ指定範囲の検討、令和8年度にその他関連条例の改正、禁止区域の整備施工を実施 ・令和6年度：対象地域の検討を実施	令和8年度に自転車の放置禁止区域の指定完了	－